

社会教育関係団体とは

1 法の定義

社会教育法第 10 条により次のように定義されています。

(社会教育関係団体の定義)

第十条 この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

つまり、法が求める要件は、次の 3 点で、全てに該当すれば、団体が、社会教育関係団体ではないと思っても、法的には社会教育関係団体であると考えられます。

- ① 公（国や地方公共団体）の支配に属さないこと
- ② 団体であること（法人格の有無不問）
- ③ 社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするもの。

2 その他社会教育法が社会教育関係団体について定める事項

(国及び地方公共団体との関係)

第十二条 国及び地方公共団体は、社会教育関係団体に対し、いかなる方法によっても、不当に統制的支配を及ぼし、又はその事業に干渉を加えてはならない。
⇒ 公権力から独立し、自由であることが規定されています。

(審議会等への諮問)

第十三条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が審議会等で政令で定めるものの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議(社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関)の意見を聴いて行わなければならない。
⇒ 補助金の交付により統制的支配や干渉につながらないかを確認する手続きが規定されています。

3 府中市における取扱い

府中市では、「府中市社会教育関係団体登録基準（別紙①）」を満たす団体に対して、「社会教育関係登録団体支援一覧（別紙②）」のとおり、取り扱うこととして、その活動を支援しています。

4 現状における課題

概ね、次のような課題が挙げられます。

- (1) 社会教育法第23条の規定をもとに、営利性のある事業において文化センター利用を認めていない。

(公民館の運営方針)

第二十三条 公民館は、次の行為を行ってはならない。

- 一 もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
 - 二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。
- 2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

しかし、平成7年に文部省生涯学習局長が回答する行政実例（別紙③）が出たため、社会教育法は、特定の営利事業者に特に便宜を図り、利益を与え、その営業を助けない限り、営利事業者に公民館を貸すことを禁じていないと今では解釈されています。

- (2) 社会教育関係団体登録基準が、法が求める要件と比べて厳しい。

登録の基準は、支援する団体をどのような団体とするかの基準であるため、各区市町村ごとに登録基準や支援内容は異なります。

また、一部の文化センターは、登録を認めても利用枠が飽和状態であり今以上の利用は困難であるため、ナーバスな問題とも言えます。

- (3) 登録社会教育関係団体（以下「登録団体」といいます。）以外の団体が文化センター等の社会教育施設を予約することが困難。

公民館条例上は、登録団体以外も利用できるが、登録団体の優遇策として、非登録団体より1ヶ月早く予約することができるため、非登録団体は、わずかな空き枠でのみ予約が可能となり、定期的な活動や、希望する日時での活動は事実上不可能となっています。

団体の構成員が特定できない場合の利用は、登録団体の利用ではないとして取り扱っているため、同じ理由で不特定多数のものが集まる催しの開催は、事実上不可能となっています。

- (4) 不正登録の横行

登録団体でないと実質的に予約ができないうえ、施設使用料も無料となるため、登録要件を満たしていない団体の登録申請が横行しています。